

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 ( 282251 )	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町糸井地域 ( 市場区 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年10月 8日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は戸数35世帯、75歳以上の高齢者が23%を占める小規模集落であり、地域コミュニティの存続を図るため、地域の催し物等については地域住民の負担を軽減するための見直しが行われている。農業についても同様に高齢化が進む中にあり自作農業から委託へ、また管理保全への動きが顕在化しているが、形態は異なれど将来的に農地を保全し農業を維持していく意識は高い。(区域内農地71筆のうち、自作農業34筆、委託33筆、管理保全3筆 耕作放棄地1筆)

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者による水稻栽培を主として、農地の集約化及び広域化の在り方を検討するとともに、高付加価値化を視野に入れた農産物の栽培を検討する。そのうえで以下に掲げる業務に重点を置き農地保全を図る。

- ・区域内の農業用水路、農道、防護柵の管理
- ・複数の自作農家による共同営農や広域化及び集約化への取り組みを検討する。
- ・高付加価値化を図るため、減農薬や有機栽培を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該地区内の農振農用地区域に属する農用地を地域計画の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積、集約化を進め、団地面積を拡大させる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構について、まずは農地所有者の共通認識(機構の内容、活用方法等)を図ったうえで、活用に向けて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔の草刈りや農業用水路の管理等、担い手の高齢化が進む地域にあつては作業負荷の軽減を図るために農地の大型化に取り組む必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地区からの認定農業者と市場区の担い手を主とした農業経営を継続しつつ、他地区の農業者との意見交換を積極的に行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では区域内農業者及び認定農業者により行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②堆肥センター牛糞堆肥の積極活用及び減農薬への取り組みを進め有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化に向けた検討を始める。